

令和5年度 幼児教育・保育における加配へのお申し込み

お子様の傷病、発達の状態により、教育・保育における安全な受入のためには、担当の加配が必要とされます。そこで北本市では、体験クラスへの参加等により加配の必要性を事前に確認し、担当者や人件費の確保について調整しています。

お子様への加配が必要と考えられる場合は、事前に保育担当へご相談ください。

対象児童

次の施設において集団活動での日々の利用が可能な、市内居住の児童。

保育の利用を希望する場合は、保育を必要とする事由に該当している。

A 教育・保育給付	○教育または保育での利用 きたもと幼稚園、せきね幼稚園、いしと幼稚園、ふじ幼稚園 みなみ絵本のこども園、北本東スマイルこども園 ○保育での利用 高尾保育園、中丸保育園、みなみの森保育園、緑の詩保育園、中央保育所 栄保育所、深井保育所、東保育所、埼玉ヤクルト保育園、ことりの詩保育園
B 施設等利用給付	○教育での利用 北本みなみ幼稚園、森の詩幼稚園、北本中央幼稚園

保育時間

お子様の状況や園の体制により異なるため、希望施設へ御確認ください。

公立保育所では次のとおりです。

- 1 利用時間 午前8時30分から午後5時まで
- 2 午後4時30分から午後5時までの延長保育利用料
(1) 標準時間認定 無料
(2) 短時間認定 300円
- 3 事情により午後5時を超えた場合の延長保育利用料
(1) 標準時間認定 午後5時から午後6時30分まで 無料
午後6時30分から午後7時まで 10分につき100円
(2) 短時間認定 午後5時から午後6時30分まで 30分につき300円
午後6時30分から午後7時まで 10分につき100円

○市外転出予定の方へ

市外へ転出した場合は、年度内までの加配となります。

利用園において加配がなければ受入が困難であると判断された場合は利用を継続できなくなるため、転出先での利用の可否を事前に確認の上、転出を御判断ください。

事前準備

- ・ 利用希望施設へ電話、訪問により、お子様の状況を説明のうえ、受入の見通しを確認ください。
- ・ 時間をとれず都合の悪い場合等は、事前の確認がなくても申し込いただけます。

申込み 受付期間 R4. 10. 14(金)～11. 18(金)

(提出書類)

幼児教育・保育における加配申込書（こどもの記録）

Aの施設の場合は、利用の申請書及び必要書類。

- ・ お子様の様子の確認のため、体験クラスへの参加が必要です。
- ・ 体験クラスの日程は、申込時に調整します。

日程・会場：11月29日（火） 深井保育所

11月30日（水） 東保育所

12月1日（木） 中央保育所

12月8日（木） 栄保育所

実施時間帯：午前10時30分から正午（予定）

※感染症の流行等により、日程変更となる場合があります。

体験クラス

- ・ 保護者、児童いずれかが会場入口の検温で37.5℃以上、風邪の症状あると所長により判断された場合は日程を変更します。
- ・ 感染症対策のため、保護者は施設内に入れないため、児童が保育所で準備する給食を食べた後、正午に迎えに来てください。
(東保育所以外では、ご飯、食具(箸・スプーン・フォーク等普段使用しているもの)を持参してください。)
- ・ 0、1歳児クラスの希望者、およびアレルギーで食事に制限が伴う場合は、普段の昼食を持参ください。
- ・ お子様の状況により、保護者から食べさせてもらう場合があります。
- ・ 受入を判断するため、希望施設の担当者がクラスでの状況を確認します。
- ・ 加配の必要性については、市担当者が確認します。

加配結果通知、教育施設受入結果通知 令和4年12月下旬（予定）

- ・ 教育施設を希望する申請者へ加配についての判断を案内します。
- ・ 加配の結果をあわせて利用希望の教育施設へお問い合わせください。
- ・ 教育利用の場合は、施設より利用の可否について連絡されます。

保育施設利用結果通知 令和5年2月上旬（予定）

- ・ 保育施設のための希望者の場合、保育施設の利用の可否について、市より申請者及び施設へ案内します。
- ・ 利用承諾となった場合は、早期に手続を進めてください。
- ・ 令和5年度以降の利用については、市と施設での協議により加配のための調整を進めます。